

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、大和都市計画下水道事業の事業計画の変更について、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告します。

令和七年三月二十八日

奈良県知事 山下 真

一 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業大和川上流・宇陀川流域下水道

二 施行者の名称

奈良県

三 事務所の所在地

奈良市登大路町三〇番地

四 事業地の所在

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし